

地域福祉コーディネーターの育成について

1 現状の課題

市町村ごとに、地域福祉の担い手の養成研修は実施しているところであるが、関係する福祉制度が目まぐるしく変化している中、複合化かつ複雑化している地域生活課題を「丸ごと」受け止め、また地域住民が「我が事」として捉え、関係機関と連携して課題の解決に導くために、地域福祉コーディネーターに求められる専門的知識や能力について、再度整理する必要がある。

2 今後のスケジュール（案）

- 6月 ・市町村及び市町村社協への書面による調査
- 7月 ・市町村及び市町村社協へのヒアリング
 - ・地域福祉支援計画評価推進等委員会にて、調査ヒアリング結果を元に、県の人材育成について検討
- 9月 ・地域福祉支援計画評価推進等委員会にて、H31 モデル事業について検討
- 10月以降
 - ・モデル事業の実施に向けた調整（予算、実施先）

【(参考) これまでの県の取組み】

- 平成 14 年度 県社会福祉審議会答申を踏まえ、地域福祉の推進に向け中心となる人材を「地域福祉コーディネーター」と総称。
- 平成 15 年度以降 地域福祉コーディネーター事業として、地域福祉コーディネーターの普及啓発を実施。
- 平成 16 年度 実践教育センターで地域福祉コーディネーターの実践研修（6日間）を実施。
- 平成 17 年度 実践教育センターで地域福祉コーディネーター専門研修（7日間）を開始。（平成 19 年度まで）
- 平成 20 年度 専門研修の日程を短縮（3～4日間）し、保健福祉事務所と共催で、地域で研修を開催。（平成 25 年度まで）
実践教育センターで地域福祉コーディネーターの育成企画研修（3日間）を開始。（平成 25 年度まで）
- 平成 21 年度 保健福祉事務所で専門研修フォローアップ研修(1日)を開始。（平成 25 年度まで）
- 平成 26 年度以降 県内市町村における地域福祉計画の策定が進み、地域福祉の担い手やリーダーの育成が位置付けられてきたことから、日常生活圏域での担い手の養成や地域福祉の普及啓発が、市町村（及び保健福祉事務所）において実施されるようになってきたことにより、地域福祉コーディネーター養成事業を廃止し、平成 26 年度以降は、地域福祉担当職員研修等により、市町村や市町村社協等の専門職員のスキルの向上を支援することとしている。